

# 「令和5年度 事業計画書」

(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

# 令和5年度 事業計画書

(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

当協会は、法面保護の社会的使命を深く認識し、あらゆる法面保護の工法を探求し、その普及を図ることにより国土の保全に寄与し、国民の生命・財産を自然災害から守るという使命を目的とし社会に貢献してきた。

令和5年度においても、一層の社会貢献を果たすことを目的に、従来から実施している公益的活動を本部と支部とが一体となり積極的に推進することとする。

## 1、特定法面保護工法に関する技術者及び技能者の養成等

### (1) のり面施工管理技術者資格試験及びのり面ノズルマン技能認定試験

昨年度は、のり面施工管理技術者資格試験及びのり面ノズルマン技能認定試験を予定どおり実施した。今年度は、マスク着用等の要請はしないことになっているが、コロナ禍は依然として継続しているところでもあり、コロナ対策を引き続き実施しながら試験事業を続ける。

なお、のり面施工管理技術者資格試験の受検申し込み方法については、令和5年度よりネット申請方式に切り替えることとする。今後、他の試験・講習等の申し込み方法もネット申請を検討していく。

また、技能認定資格取得後5年を経過した者の更新手続きも引き続き実施する。

### (2) のり面施工管理技術者講習会及びのり面ノズルマン講習会並びにのり面施工管理技術者資格更新講習会

のり面施工管理技術者等の養成のため「のり面施工管理技術者講習会」及びのり面施工管理技術者資格取得後5年を経過した者に対する継続教育として「のり面施工管理技術者資格更新講習会」を実施する。

同講習会については、令和5年度実施分から受講申し込みを試行的にネット申し込みで実施する。

また、のり面施工管理技術者講習会及びのり面施工管理技術者資格更新講習会については、公認のCPDSに登録する。

なお、「のり面施工管理技術者資格更新講習会」については、これまで講師派遣等の制約から3会場での実施となっているが、リモートを活用した会場の増加を令和4年度に引き続き実施する。

### (3) 技術者資格の登録更新

平成31年1月31日に国土交通省の民間資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質の確保に資する技術者資格）に登録された「のり面施工管理技術者資格」の更新（5年更新）手続きを行う。

(4) その他の講習会、講演会等

のり面構造物に関する講演会（コロナ対策を継続）を実施する。

また、各地方支部において、法面保護工法に関する研修会、講習会を実施するとともに、現場の安全に関する研修会、講習会を実施する。

2、法面保護工の専門技術に関する指導・助言

発注機関、会員、その他団体等からの法面保護工に関する技術的な相談窓口活動を積極的に行う。

また、地方支部等が企画し実施する講習会への講師派遣を行う。

3、法面保護工の技術向上、普及のための調査研究

(1) 特定法面保護工法に関する調査研究

本部及び支部の委員会による調査研究を行うほか、のり面緑化工の手引きの改訂を進め、発行を予定する。また、大学等に委託するなどして必要な調査を実施する。

(2) 「老朽化したモルタル吹付工の維持・管理手引き」の編纂

新型コロナウイルス感染症の影響で遅れている法面構造物の維持・管理に関する手引書の作成を継続して進める。

(3) 特定法面保護工法に関する受託業務の実施

特定法面保護工法に関する受託業務を実施する。

4、法面保護工の普及のための啓蒙事業

特定法面保護工法の普及・啓蒙のため機関誌「のり面と環境」を発行するほか、法面保護工事が市民生活の「安全・安心」に重要な役割を果たすことについて、広く国民の理解を深めるため現場見学会の開催等を活用した啓蒙活動を充実する。

また、発注者に対してのり面施工管理技術者等の資格活用等法面保護工事に関する要望活動を実施する。

5、特定法面保護工に関する調査の実施

法面保護工事の施工実態調査及び労働災害調査を継続して実施する。

6、関係機関への協力等

イベント等関係機関の行う行事等に協力する。

7、その他

建設分野における特定技能外国人については、国土交通省等での制度改正等に従い、受入態勢を整えることとする。

また、すでに受入を行っている会員企業については、Jac への負担金納入手続きを当協会本部が仲介することとする。